

令和2年度から住民税の税制が改正されます

◎ふるさと納税制度を見直します

ふるさと納税制度の趣旨をゆがめるような過度な返礼品を送付する地方公共団体が見受けられるとして、制度の健全な発展に向け見直しが行われました。

この見直しにより、ふるさと納税の対象となる寄附金は、総務大臣が地方財政審議会の意見を聴いた上で一定の基準に適合するとして指定した地方公共団体に対するものに限定されました。

これにともない、令和元年6月1日以降に総務大臣から指定されていない地方公共団体へ寄附を行った場合、寄附金税額控除の特例控除額の適用を受けられないこととなります。

ふるさと納税の対象として総務大臣から指定を受けている地方公共団体については、総務省の「ふるさと納税ポータルサイト (HPhttp://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html)」からご確認ください。

◎住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除) を拡充します

消費税率引き上げによる需要変動を平準化するため、令和元年10月から2年12月末までの間に、消費税率10%が適用される住宅を取得し、居住した場合における所得税の住宅ローン控除の控除期間が10年から13年に延長されました。

今回の措置により延長された控除期間(11年目から13年目まで)において、所得税額から控除しきれない額については、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税の税額から控除されます。

〈現行の住宅ローン控除〉

居住年月日が平成21年から26年3月までの場合

- 所得税の住宅借入金等特別控除額のうち、所得税額から控除しきれなかった額
- 所得税の課税総所得金額等の5% (上限97,500円)

居住年月日が平成26年4月以降で消費税率8%または10%で住宅を購入した場合

- 所得税の住宅借入金等特別控除額のうち、所得税額から控除しきれなかった額
- 所得税の課税総所得金額等の7% (上限136,500円)

※上記のそれぞれいずれか低い額が適用されます。



◎市・府民税の申告書記載事項を簡素化します

市・府民税申告書の記載事項のうち、前年中に年末調整の適用を受けた所得控除項目および金額と、市・府民税で適用を受ける所得控除項目および金額が同じである場合、内訳の記載は必要なく、年末調整での所得控除合計額のみ記載とすることができるようになりました。

市政
トピックス

池田
かわら
版

12月



問い合わせは課税課 ☎754・6222

行財政改革推進プランⅡ 平成27年～30年度の取り組みを報告

本市では、平成23年度から第6次池田市総合計画によるまちづくりに取り組んでおり、そのまちづくりの基本目標の一つである「行財政改革を推進し希望の持てるまち」を達成するために次の4つの施策を実施しています。

- ①開かれた市政の推進
- ②健全な行財政運営の推進
- ③広域行政の推進
- ④情報通信技術の活用

行財政改革推進プランⅡは、現在の財政危機を回避するだけでなく、中長期的な展望に立ち、安定的な行政組織の基礎を確立することを念頭に、行財政改革に対する当事者意識を組織全体に浸透させ、4つの施策をより具体的な取り組みに基づいて実現するため策定したものです。なお、同プランによる改革の目標は次のとおりです。

- ①財政調整基金残高 平成30年度末10億円以上
- ②経常収支比率90％台
- ③職員数600人程度（一般会計）
- ④人件費総額（退職手当を除く）60億円未満
〈中期目標〉

安定的な財政構造の確立（臨時財源補てんをせず形式収支黒字化）

各種数値目標の推移は、下表のとおりです。

【各種数値目標の推移】（単位 ①・④・⑤：百万円、②：％、③：人）

区分	26年度 (参考)	27年度	28年度	29年度	30年度
① 財政調整基金残高 (年度末)	4,509	4,434	4,538	5,142	5,348
② 経常収支比率	97.9	93.9	93.0	91.1	※94.7
③ 一般会計職員数 (4月1日時点)	599	600	595	598	604
④ 人件費総額 (退職手当を除く)	5,972	6,045	5,965	6,080	6,232
⑤ 形式収支	275	432	1,024	1,056	238
臨時財源補てん 額を除いた場合	47	222	1,006	1,046	△166

※平成30年度の経常収支比率は速報値。

各年度においては、人事院勧告への準拠にともなう人件費の増加により達成に至らなかった年度もあったものの、4年間の計画期間を通じて概ね達成することができました。この結果を踏まえ、令和元年度以降は「池田市行財政改革推進プランⅢ」（令和元年度～4年度）に基づき、持続可能な行政の実現に向けて、より一層の行財政改革を推進します。なお、プランⅡ期間中の主な取り組み内容は、次の通りです。

①開かれた市政の推進

【市民参画の推進】広報誌など各種刊行物の企画・編集業務への市民参画の推進、「池田市 研究×まちづくりサロン」による産官学民の連携

【広報機能の充実】大阪池田ゲストインフォメーションを活用した情報の発信、観光・イベントFacebookページによる情報発信、電子版「広報いけだ」のリニューアル

【情報公開などの充実】審議会などの会議の公開の推進、パブリックコメント手続制度の推進による市民参画の場の確保

②健全な行財政運営の推進

【行政の効率性と財政の健全化の確保】街路灯のLED化、広報誌の編集・印刷・配布業務の委託、ごみ収集・処理に係る経費の削減、福祉業務の委託、緑丘保育所の民営化、上下水道窓口業務などの委託、市立池田病院中期経営計画の実践、市立池田病院における行政財産の目的外使用の再検討、浄水場の運転管理・中央監視業務の一部委託

【歳入の確保】SMS送信サービスの導入と活用、ふるさと納税制度の活用によるみんなで作るまちの寄付の募集、広告付き案内地図の設置、屋外広告看板の設置、旧池田市立伏尾台小学校北校舎の活用

【活力ある組織づくりと適正な人事管理】自ら考え行動できる自律型職員の育成、人事評価制度の充実とトータル人事制度の構築

③広域行政の推進

【他市町との連携の強化】豊能町から旅券に係る窓口業務の受託、豊中市との消防指令業務の共同運用の実施および他市町とのさらなる連携の検討

④情報通信技術の活用

【情報システムの機能強化】スポーツ施設予約案内システムの運用、母子健康管理システムの導入による事務処理の効率化およびサービスの向上

【行政情報の活用の高度化】「ふくまる教志塾」の塾生確保に向けたPRに係る新たな情報発信ツールの活用の検討

【情報セキュリティ対策の高度化】情報セキュリティポリシーの改訂と周知徹底

※以上のまとめは、市ホームページや行政情報コーナーでもご覧いただけます。

問い合わせは行財政改革推進課 ☎754・7003

市職員の人事・給与の状況

「池田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」第7条の規定に基づき、本市の状況についてお知らせします。

職員の任免および職員数

部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)		対前年増減数(人)	主な増減理由
		平成30年	平成31年		
普通会計部門	議会	9	9	0	
	総務企画	109	110	1	業務増
	税務	27	28	1	欠員補充
	民生	109	112	3	業務増、欠員補充
	衛生	81	83	2	欠員不補充、調整
	労働	0	0	0	
	農林水産	4	4	0	
	商工	6	6	0	
	土木	47	47	0	退職不補充、調整、業務増
	計	392	399	7	〈参考〉 人口1万人当たり職員数38.43人 (類似団体の人口1万人当たり職員数45.35人)
	教育部門	108	101	△7	欠員不補充、事務の統廃合縮小
	消防部門	103	103	0	
	小計	603	603	0	〈参考〉 人口1万人当たり職員数58.08人 (類似団体の人口1万人当たり職員数59.84人)
公営企業等	病院	485	508	23	欠員補充
	水道	46	46	0	
	下水道	28	28	0	
	その他	29	29	0	
	小計	588	611	23	
合計	1,191 (1,438)	1,214 (1,340)	23	〈参考〉 人口1万人当たり職員数116.94人	

職員の採用・退職状況 (30年度)

職種	採用(人)	退職(人)
事務系	20	12
技術系	11	10
技能職	1	10
消防職	5	2
教育職	4	6
小計	41	40
医療職	85	47
合計	126	87

職員の人事評価の状況 (30年度)

評価期間	上期	平成30年4月1日～ 9月30日
	下期	平成30年10月1日～ 31年3月31日
評価対象者	全職員	
給与反映	昇給・勤勉手当	

※市長部局の職員の状況です。

(注) 1 総務省実施「地方公共団体定員管理調査」に基づき、職員数は一般職に属する職員数です。休職者、派遣職員(※)などは含まれますが、臨時、非常勤職員は除いています。
2 ()内は、条例定数の合計です。
3 類似団体の人口1万人当たり職員数は平成30年4月1日現在のものです。

※派遣職員…「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、公益的法人などに派遣されている職員などをいいます。

職員の給与状況

人件費 (30年度普通会計決算)

人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度の 人件費率
103,607人	384億 1,889万 7千円	1億 2,197万 8千円	65億 6,117万	17.1%	17.5%

※人件費には、特別職などに支給される給料、報酬などを含みます。

給与費 (30年度普通会計決算)

職員数 A	給与費				短時間勤務職員分を除く給与費 B	1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計		
603人	24億 8,338万 6千円	8億 6,024万 7千円	10億 9,022万 7千円	44億 3,386万 円	40億 6,776万 円	675万

※職員手当は、退職手当、児童手当を含みません。
※職員数は、30年4月1日現在の人数です。

職員の平均給料月額および平均年齢状況 (31年4月1日現在)

一般行政職		全職種	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
305,845円	39.7歳	314,170円	39.9歳

※一般行政職とは事務系と技術系の職員で「地方公務員給与実態調査」における区分です。

職員の初任給の状況 (31年4月1日現在・一般行政職)

区分	初任給	採用2年経過日給料
大学卒	194,000円	207,900円
高校卒	164,200円	180,700円

職員の経験年数別・学歴別平均給料額の状況

区分	(31年4月1日現在・一般行政職)		
	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	33.6歳 260,053円	38.8歳 311,162円	44.3歳 350,025円
高校卒	29.0歳 231,933円	33.4歳 274,100円	39.5歳 360,500円

級別職員数の状況 (30年4月1日現在・一般行政職)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	小計	3級の2	計
標準的な職務内容	一般職員		主任	副主幹	主幹	次長課長	部長参事		主任	
職員数	1人	68人	85人	48人	47人	61人	11人	321人	9人	330人
構成比	0.3%	20.6%	25.8%	14.6%	14.2%	18.5%	3.3%	97.3%	2.7%	100.0%

※本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容には、それぞれの級に該当する代表的な職名を掲げています。3級の2の職員については、平成20年4月1日から経過措置として「池田市一般職の職員の給与に関する条例」附則別表第7が適用されています。

特別職の報酬等の状況

区分	給料・報酬月額	期末手当
	(31年4月1日現在)	(30年度支給割合)
市長	980,000円	6月期…2.100月分
副市長	850,000円	12月期…2.300月分
教育長	750,000円	計…4.400月分
議長	700,000円	6月期…2.100月分
副議長	640,000円	12月期…2.300月分
議員	600,000円	計…4.400月分

主な職員手当の状況

期末・勤勉手当 (30年度支給割合)

期別	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分(0.650月分)	0.900月分(0.425月分)
12月期	1.375月分(0.800月分)	0.950月分(0.475月分)
計	2.600月分(1.450月分)	1.850月分(0.900月分)

※カッコ内は、再任用職員への支給月数です。
※職制上の段階、職務の級等による加算措置があります。

扶養手当 (31年4月1日現在)

区分	配偶者	子	父母等
支給額(月額) (次・課長級以下)	6,500円	10,000円	6,500円
支給額(月額) (部長級)	3,500円	10,000円	3,500円

退職手当

勤続	事由	自己都合	勲奨・定年
	20年		19.6695月分
25年		28.0395月分	33.27075月分
35年		39.7575月分	47.709月分
最高限度		47.709月分	47.709月分

住居手当 (31年4月1日現在)

区分	借家・間借り
支給額(月額)	27,000円

通勤手当 (31年4月1日現在)

区分	交通機関利用	交通用具利用
支給額(月額)	55,000円以内	2,000～31,600円

特殊勤務手当 (31年4月1日現在)

手当の種類	5(8)
支給職員の多い手当	ごみ・し尿等取扱手当

勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の状況

月～金曜日の午前8時45分～午後5時15分(休憩45分)

※本庁などに勤務する場合の例です。

年次有給休暇の取得状況 (30年度)

平均取得日数は10.1日

※対象職員は市長部局に勤務する非現業の一般職員です。

職員の休業に関する状況

〈育児休業〉新規取得は男性6人、
女性6人(前年度継続は2人)

〈部分休業〉新規取得は女性3人(前年度継続は2人)

〈介護休業〉なし

分限および懲戒処分状況

分限処分は心身の故障による休職が13人で、懲戒処分は停職0人、免職0人

服務の状況

法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為などの禁止、営利企業などの従事制限が課せられています。

職員の退職管理の状況 (30年度)

退職者は87人(うち管理職員退職者数は17人)

研修の状況 (30年度)

階層別研修は受講者数618人、専門研修は同1,269人、派遣研修は同85人

福利厚生制度 (31年4月1日現在)

区分	内容
共済事業	長期給付事業、短期給付事業
厚生事業	保健事業、慶弔等給付金、元氣回復事業、生活資金等の貸付

※地方公共団体は、地方公務員法に基づき、職員の健康、元氣回復などのための事業を実施しなければなりません。

公平委員会の業務 (30年度)

勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する審査請求、職員の苦情相談の処理はなし

問い合わせは人事課 ☎754・6203

平成30年度決算の概要

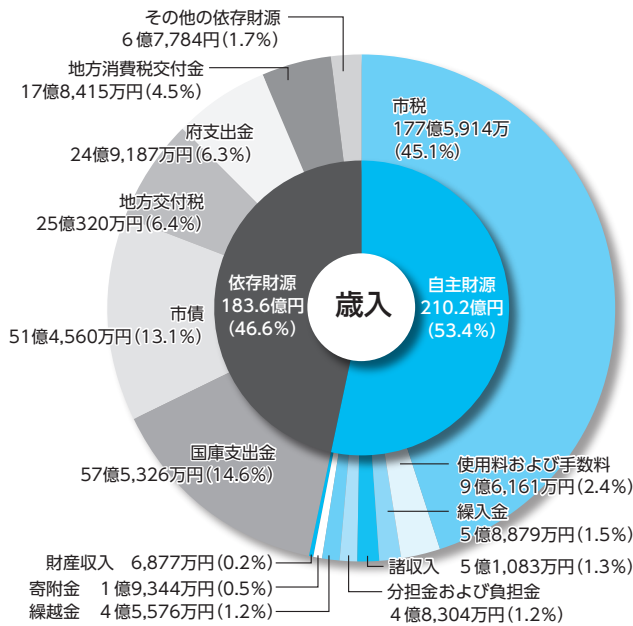
歳入総額から歳出総額を引いた形式収支は2億3,769万円の黒字となり、これから翌年度に持ち越した事業の支払いに使う繰越財源1億1,571万円を差し引いた実質収支は1億2,198万円となりました。

※金額は1万円未満を四捨五入しているため、合計金額が合わないことがあります。

一般 会計

歳入総額	393億7,730万円
歳出総額	391億3,961万円
形式収支	2億3,769万円
実質収支	1億2,198万円

歳入 393億7,730万円(市民1人当たり38万64円) 平成31年3月31日現在の人口で計算しています。



歳入総額は393億7,730万円で、前年度に比べて17億8,957万円(4.8%)の増加となりました。

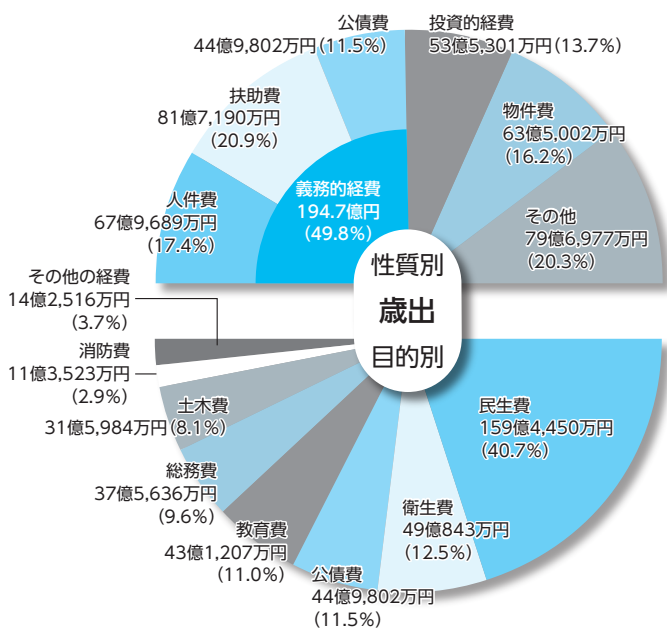
内訳を見てみると、自主財源では歳入の根幹である市税が5億1,677万円(3.0%)、繰入金が4億6,305万円(36.8.2%)それぞれ増加するなど、11億5,578万円(5.8%)の増加となっています。

また、依存財源では、地方交付税が3億7,186万円(12.9%)、国庫支出金が2億9,861万円(4.9%)それぞれ減少したものの、市債が14億9,820万円(41.1%)増加したことなどにより、6億3,379万円(3.6%)の増加となっています。

なお、市の借金である市債の残高は、昨年度より9億583万円増加し、346億4,165万円となっています。

※自主財源とは市税や使用料などのように自ら徴収・収納する財源のことです。また、依存財源とは国庫支出金や地方交付税のように、国や府から定められた額が交付される財源のことです。なお、市債は府の同意を得て発行するため、依存財源となっています。

歳出 391億3,961万円(市民1人当たり37万7,770円) 平成31年3月31日現在の人口で計算しています。



歳出総額は391億3,961万円で、前年度に比べて26億763万円(7.1%)の増加となりました。

性質別では、前年度に比べ、投資的経費が災害復旧事業費の増加などにより10億1,617万円(23.4%)、児童福祉や障がい福祉の関連経費が増加したことなどにより扶助費が4億912万円(5.3%)と、それぞれ増加しています。

目的別では、障がい福祉費や生活保護費、子育て支援などに要する経費である民生費の割合が一番多く、歳出総額の40.7%を占めています。

前年度との比較では、民生費がぐすのき学園建設事業費やこども園整備事業費の増加などにより11億5,175万円(7.8%)の大幅な増加となった一方、府・市合同庁舎非常用発電機等更新事業の減少などにより総務費が2億4,956万円(6.2%)の減少となっています。

特別 会計

	国民健康保険	財産区	介護保険事業	後期高齢者医療事業
歳入総額	104億2,672万円	4億2,001万円	88億2,263万円	18億927万円
歳出総額	103億4,164万円	6,796万円	87億811万円	17億5,079万円
実質収支	8,508万円	3億5,205万円	1億1,452万円	5,848万円

※各会計とも翌年度へ繰り越すべき財源などがないので、形式収支=実質収支となっています。

市有財産の状況

土地および建物	土地	建物
公用財産	43,231.78㎡	27,128.86㎡
公共用財産	1,491,350.22㎡	213,496.32㎡
普通財産	347,206.37㎡	22,542.10㎡
財産区財産	124,817.14㎡	0㎡
合計	2,006,605.51㎡	263,167.28㎡
有価証券	5,435万円	
出資による権利	1億5,159万円	
物品(50万円以上)	798件	
基金	84億4,183万円	

市債残高

普通債	教育	57億5,858万円
	土木	28億3,939万円
	民生	17億5,172万円
	衛生	15億4,741万円
	総務	9億2,169万円
	消防	1億2,084万円
	商工労働	3,990万円
災害復旧債	2億2,481万円	
その他	214億3,731万円	
合計	346億4,165万円	

健全化判断と資金不足比率

自治体財政の早期健全化・再生と病院事業、水道事業や下水道事業など公営企業の経営が健全か判断するために、4つの健全化判断比率と2つの基準について、また公営企業の資金不足比率とその基準について公表が義務付けられています。

基準を超えると健全化に向けた計画を策定しなければなりません。30年度はいずれも基準内となっています。

【健全化判断比率】

	30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 一般会計の赤字の大きさを表す指標	-	12.36%	20.00%
連結実質赤字比率 全会計の赤字の大きさを表す指標	-	17.36%	30.00%
実質公債費比率 一般会計の地方債の負担の大きさを表す指標	5.5%	25.0%	35.0%
将来負担比率 一般会計が将来負担する負債の大きさを表す指標	3.0%	350.0%	

※「-」は赤字がないことを表しています。

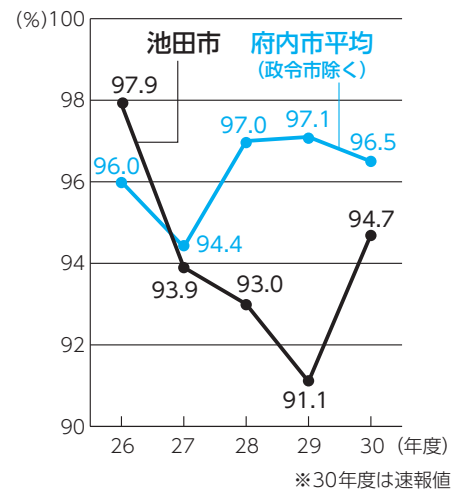
【資金不足比率】

各企業会計の資金不足額の大きさを表す指標	30年度	経営健全化基準
病院事業会計	-	20.0%
水道事業会計	-	20.0%
公共下水道事業会計	-	20.0%

※「-」は資金不足がないことを表しています。

経常収支比率の推移

経常収支比率とは、通常の行政サービスを行うために必要な費用(経常経費)を、市税などの一般的な財源(経常一般財源)でどれくらいまかなえているかを示す比率です。臨時的な要因を除いた指標ですので、どのくらい財政の柔軟性があるかをみる指標となっています。30年度は94.7%で、29年度と比べ3.6ポイントの悪化となりました。



問い合わせは財政課 ☎754・6103

安定した経営をめざして 公営企業業務報告

元年度上半期(平成31年4月1日～令和元年9月30日)の水道・公共下水道・病院事業の業務報告をします。

水道事業・公共下水道事業

水道事業

今年度上半期の収入は12億969万円(前年度同期比1,180万円増)で、支出は4億6,161万円(同2,310万円減)です。したがって、収支差引額は7億4,808万円となり、前年度同期比では、3,490万円の増となっています(収入：長期前受金戻入減価償却見合い分当期予定額6,679万円、支出：減価償却費当期予定額4億4,295万円を含まず)。

今年度は前年度に引き続き、施設整備計画に基づき、施設の耐震化や更新を進めており、浄水場取水・送水管更生工事、配水管布設替などを順次行っています。

今後とも、安全で良質な水道水を安定して供給するとともに、効率的な経営に努めます。

水道事業 業務報告(上半期)

	年間予算額	上半期実績	確定率
事業収入	25億3,490万6千円	12億969万8千円	47.7%
事業支出	23億4,027万5千円	4億6,161万4千円	19.7%
差 引	1億9,463万1千円	7億4,808万4千円	—

公共下水道事業

今年度上半期の収入は9億293万円(前年度同期比743万円減)で、支出は4億1,642万円(同1,497万円増)です。したがって、収支差引額は4億8,651万円となり、前年度同期比では、2,240万円の減となっています(収入：長期前受金戻入減価償却見合い分当期予定額5億152万円、支出：減価償却費当期予定額8億755万円を含まず)。

今年度は前年度に引き続き、雨水路の整備や汚水管渠の更新および耐震工事を行うとともに、下水処理場施設において水処理施設などの設備更新を進めます。

今後とも、経営の健全化を図り、水循環の保全に努めます。

公共下水道事業 業務報告(上半期)

	年間予算額	上半期実績	確定率
事業収入	31億3,446万5千円	9億292万6千円	28.8%
事業支出	29億5,869万9千円	4億1,642万2千円	14.1%
差 引	1億7,576万6千円	4億8,650万4千円	—

問い合わせは上下水道部経営企画課 ☎754・6069

病院事業

令和元年度病院事業会計上半期の収入は61億6,207万円(前年度同期比2億1,047万円増)、支出は62億401万円(同2億2,429万円増)です。当期収支差引額は4,194万円の赤字(減価償却費の上半期予定額を含む)となっています。

収益については、血液内科や放射線科の患者数が増加しているほか、産婦人科や整形外科の手術件数が増加したことなどにより、入院、外来ともに増収となりました。一方で、患者数の増加に伴って薬品や診療材料などの材料費が増加しており、また、病院食の調理業務を完全委託化したことなどによって経費も増加しています。その結果、当期差引額は4千万円の赤字となっています。

施設・設備については、順次更新している待合用の椅子について、今期は外来待合の椅子を入れ替えました。また、超音波画像診断装置をはじめとする各種医

療機器を購入し、診療機能の維持・充実に努めました。

今後とも安全で良質な医療を継続して提供するため、病診連携の強化による収益の確保とともに費用の抑制を図り、安定的な財政基盤の確立に努めます。

病院事業 業務報告(上半期)

	年間予算額	上半期実績	確定率
事業収入	125億2,178万5千円	61億6,206万7千円	49.2%
事業支出	132億854万3千円	62億401万2千円	47.0%
差 引	△6億8,675万8千円	△4,194万5千円	—

※月次決算を行っているため減価償却費の年間予定額8億315万1千円の1/2を上半期実績に含む。

入院および外来患者数

単位：人

	健保	国保	後期 高齢者	医療 保護	労災	その他	合計
入院	12,042	14,124	31,900	1,953	180	1,114	61,313
外来	38,000	30,677	41,345	2,331	374	2,799	115,526

問い合わせは病院事務局経営企画室 ☎751・2881

12月3日(火)～9日(月)は障がい者週間 障がい者(児)福祉サービス

障がい者にやさしいまちへ。本市ではさまざまな福祉サービスを提供していますので、ご利用ください。なお、サービスによっては所得制限などが設けられている場合がありますので、ご注意ください。

★は1割負担で上限あり。

施設への通所・入所	障がい者が生活・職業訓練などを必要とする場合、障がい者支援施設への通所または入所費を支給 ★	補装具の交付・修理	車いすや補聴器、義眼、義肢などの補装具を必要に応じて交付・修理 ★
障がい者短期入所	介護している保護者や家族が、事故や疾病などで家庭で介護できなくなったとき、一時的に施設へ入所(宿泊型) ★	補装具の貸し出し	緊急時や一時的に、車いすが必要となった方に貸し出し
日中一時支援事業	日中、家族の休息や一時的に見守りが必要なときの施設での預かり(日帰り型) ★	日常生活用具の給付	特殊寝台や視覚障がい用時計などを障がいの程度に応じて給付 ★
グループホーム	障がい者に対して、共同生活や日常生活に必要な支援を実施 ★	自立支援医療の給付(更生医療)	身体障がい者の身体機能更生のための手術費や治療費を助成 ★
ホームヘルプサービス	日常生活に支障があり、家族が介護できない家庭などを訪問介護 ★	自立支援医療の給付(育成医療)	身体障がいのある児童(18歳未満)の障がいの除去・軽減を目的とした手術費や治療費を助成 ★
デイサービス	障がい者を対象に、入浴や食事などのサービスを提供 ★	自立支援医療(精神通院医療)	精神疾患治療のための医療費(入院費を除く)を助成 ★
移動支援事業	障がい者が外出するとき、付添者がいない場合に介護を実施 ★	医療費 公費負担(※2)	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳(A)、身体障がい者手帳と療育手帳(B1)、精神障がい者保健福祉手帳1級(手帳は全て申請時点で有効のもの)、特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証(申請時点で有効のもの)所持者で障がい年金(または特別児童扶養手当)1級に該当する障がい者の医療費を助成。所得制限あり
障がい児通学支援	1人での通学が困難な障がい児に対して、通学のための移動に関わる支援を実施 ★		
同行援護	重度の視覚障がい者が外出するとき必要な介護を実施 ★		
障がい児通所支援(※1)	通所による療育を必要とする障がい児を支援。就学前の児童発達支援や18歳未満の就学児の放課後等デイサービスなど ★	障がい者(児)歯科診療事業	障がいのため、受診が困難な方を対象に池田市歯科医師会の協力で実施
市町村障がい者相談支援事業(※3)	在宅の障がい者とその家族を支えるためのサービス利用・専門機関の紹介などの相談。要予約	特別児童扶養手当(※1)	中度以上の身体・知的障がいのため、日常生活で常時介護が必要な20歳未満の児童を養育している方に支給。所得制限あり
精神障がい者地域活動支援事業(※4)	日常的な相談や地域交流活動などにより、日常生活を支援し、社会復帰と社会参加を促進	障がい児福祉手当(※1)	常時介護が必要な20歳未満で在宅の重度障がい児に支給。所得制限あり
機能訓練	在宅障がい者(肢体不自由)に対し、理学療法士などが医師の指示を受けて実施	特別障がい者手当	日常生活で常時特別の介護が必要な20歳以上で在宅の著しい重度障がい者に支給。所得制限あり
住宅改造費助成	64歳以下の在宅重度障がい者に対し、住宅のトイレ・浴室・台所などの改造費を助成。生計中心者の所得制限あり	大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳(A)を所持する重度の重複障がい者を在宅で介護している方に支給
自動車改造費助成	低所得世帯の重度身体障がい者が、就労などのために運転装置を改造する場合に補助。限度額10万円	心身障がい者扶養共済制度	保護者の死亡または障がいが発生したときに障がい者に年金を支給(掛け金が必要)
入浴サービス	在宅重度身体障がい者で、自力または家族の介護だけでは入浴できない方の自宅を移動入浴車が訪問。1回1,900円	手話・筆記通訳者派遣	聴覚・音声・言語障がい者に、手話通訳者または筆記通訳者を派遣

問い合わせは障がい福祉課 ☎754・6255

※1 発達支援課 ☎754・6102、※2 保険医療課 ☎754・6258、

※3 基幹相談支援センター「あおぞら」 ☎754・6003、福祉相談「くすのき」 ☎752・1831、

障がい者地域生活支援センター「ひだまり」 ☎754・6530、

相談支援センター「Sunはーと」 ☎734・7145、

※4 精神障がい者地域活動支援センター「咲笑」 ☎750・3230